

いわて地球環境にやさしい事業所認定制度

現在、地球の環境は、異常気象、オゾン層の破壊、大気酸性化、特に地球の温暖化など深刻な問題が引き起こされています。

環境問題を解決し、安心した暮らしができるよう、環境負荷を低減する取組が急務となっており、岩手県では、地球環境に配慮した取組を積極的に行っている事業所を「いわて地球環境にやさしい事業所」として認定する制度を平成16年度から実施しています。

制度の目的

地球温暖化を防止するため、二酸化炭素排出の抑制のための措置を積極的に講じている事業所を認定し、広く県民に紹介することにより、地球温暖化対策の積極的な取組を広げていくことを目的としています。

認定のメリット

- 産業廃棄物処理業者格付制度において、自己評価表の評価項目として5点加点されます。
- 県営建設工事競争入札参加資格審査において、技術等評価点数が加点されます。ただし、加点対象の認定区分は3つ星、4つ星のみで、ISO14001認証取得との重複加点は行われません。
- 県が発注する環境関連事業における物品購入等（印刷物等の製造請負を含む）において、優先的に取り扱われます。
- 省エネ設備を導入する際、「岩手県再生可能エネルギー発電施設等立地促進事業」による低利融資制度が活用できます。（対象となる設備は「エネルギーの使用の合理化に資する施設（中小企業信用保険法施行規則（昭和37年3月27日通商産業省令第14号）別表第二の一に掲げる施設）」です。）
- 「いわて復興パワー」による電気料金割引の対象となることができます。（東北電力株式会社から高圧で受電している企業等が対象です）
- 「事業者向け省エネルギー対策推進事業」による設備（LED照明、空調設備、給湯設備、変圧器）導入の補助率・補助上限額が優遇されます。 **NEW!**

制度の仕組み

地球温暖化対策を積極的に取り組んでいる事業者は、所管する広域振興局に申請し、これを広域振興局が審査のうえ認定します。

県は、認定した事業所を広く県民に紹介します。

対象事業所

「いわて地球環境にやさしい事業所」の認定を申請することができる事業者は、岩手県内に事業所を有し、事業活動を行っている事業者です。

認定区分	基準
★	次の基準全てに該当していること。 ① 二酸化炭素の排出の抑制に向けた具体的な計画・取組を行っていること。（電力、重油、ガス、自動車燃料等エネルギーの使用削減に向けた計画・取組） ② 従業員の通勤用マイカー利用による二酸化炭素の排出の抑制に向けた具体的な取組を行っていること。（ノーマイカーデーの実施、マイカー通勤自粛の啓発、エコドライブ徹底の啓発などの取組） ③ エコスタッフ*が常駐していること。 ※「地球温暖化に関する一般的事項」と、具体的に二酸化炭素削減ができるように、省エネのポイント、環境マネジメントシステム、エスコ等設備改善の手法、通勤対策など「二酸化炭素削減の取組」に関する話題を中心とした「エコスタッフ養成セミナー」を受講した者、又は環境社会検定試験（eco検定）合格者であって、1年以上事業所の環境活動に従事している者
★★	上記★に加えて、環境マネジメントシステムを保有していること。
★★★	上記★★に加えて、ISO14001、IES（いわて環境マネジメントシステム）、エコアクション21、グリーン経営などの認証を取得していること。
★★★★	上記★★★に加えて、二酸化炭素の排出の抑制に向けた具体的な取組の成果が認められること。（電力、重油、ガス、自動車燃料等エネルギーの使用削減への取組成果）

認定の区分と基準

認定方法

1 認定申請書の提出

認定を申請しようとする事業者の方は、「いわて地球環境にやさしい事業所」認定申請書を、所管する広域振興局へ提出してください。ただし、申請書は3ヶ月毎（5月末、8月末、11月末、2月末）に区切って処理をしますので、認定を受けようとする時期に間に合うよう、エコスタッフ養成セミナーの受講などの準備をしてください。

2 認定書の交付

認定された事業者の方には、「いわて地球環境にやさしい事業所」認定書が交付されます。

3 認定の有効期間

認定の有効期間は、認定の日の翌月1日から起算して3年間です。

ただし、有効期間内に認定区分を変更するために新たに申請し認定された場合は、既に認定された区分の有効期間は無効となります。

4 認定内容等の変更

認定された内容（事業所名、所在地等）に変更があった場合は、「いわて地球環境にやさしい事業所」認定内容変更届を所管する広域振興局へ提出してください。

公表等

県は、認定した事業所をインターネットや広報誌等の方法により広く県民に紹介します。
また、事業者は、認定マークを名刺や印刷物などに刷り込んで使用することができます。

認定マーク



※「いわて地球環境にやさしい事業所」の認定は、当該事業所が二酸化炭素排出の抑制のための措置を積極的に講じているかを認定するものであり、認定事業者が扱っている商品・サービスが環境に配慮したものかどうかは、「いわて地球環境にやさしい事業所」認定制度の対象ではありません。（商品にマークを使用すると商標権の問題が発生する可能性があります。）

エコスタッフ養成セミナーの実施

毎年度、「地球温暖化に関する一般的事項」と、具体的に二酸化炭素削減ができるように、省エネのポイント、環境マネジメントシステム、エスコ等設備改善の手法など、「二酸化炭素削減の取組」に関する話題を中心として、「エコスタッフ養成セミナー」、年4回開催します（7月～1月予定）。

問合せ先

【申請書提出先・申請に関するお問い合わせ】※事業所がある地区を所管する広域振興局が窓口となります。

盛岡広域振興局 保健福祉環境部 環境衛生課

住所：〒020-0023 盛岡市内丸1-1-1（盛岡地区合同庁舎）

電話：019-629-6588 FAX：019-629-6594 E-mail：BA0003@pref.iwate.jp

県南広域振興局 保健福祉環境部 環境衛生課

住所：〒023-0053 奥州市水沢区大手町5-5（奥州地区合同庁舎分庁舎）

電話：0197-48-2422 FAX：0197-25-4106 E-mail：BD0003@pref.iwate.jp

沿岸広域振興局 保健福祉環境部 環境衛生課

住所：〒026-0043 釜石市新町6-50（釜石地区合同庁舎）

電話：0193-27-5523 FAX：0193-25-2294 E-mail：BI0002@pref.iwate.jp

県北広域振興局 保健福祉環境部 環境衛生課

住所：〒028-8042 久慈市八日町1-1（久慈地区合同庁舎）

電話：0194-53-4987 FAX：0194-52-3919 E-mail：BK0002@pref.iwate.jp

【制度に関するお問い合わせ】

岩手県環境生活部環境生活企画室 温暖化・エネルギー対策担当

住所：〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10-1（県庁11階）

電話：019-629-5272 FAX：019-629-5334 E-mail：AC0001@pref.iwate.jp

詳しくは岩手県のホームページ (<http://www.pref.iwate.jp/>) で「いわて地球環境にやさしい事業所」と検索してご覧ください。